地域情報紙！よみっこ
No. 2813
2024年（令和6年）
10月6日日曜日
発行部数：4500部　／　日刊（月曜日・祝日休刊）
発行：読売センターめじろ台　よみっこ編集局　代表責任者：一本杉裕史　〒193-0942東京都八王子市椚田町586-3　電話（042）668-8030　yomikko99@gmail.com　https://yomicco.wixsite.com/website

**今日の格言・名言**

東郷　平八郎

終局の勝利は必ず誠実な者にかえす

コラム終活

# 誰に遺産を残したいか？

## 子どものいない方の相続準備

行政書士　清水栄さん
月３回無料相談会開催中
予約はお電話かHPにて
042-657-5016
090-3875-3484
http://sakaekt.com

今回は子どものいない方の相続準備についてお話しします。

**子どものいない方の相続人は？**

Aさんは夫婦お二人で過ごしていて子どもはいません。Aさんの両親も元気で近所に住むAさんの妹の子どもの面倒を見ています。しかし、子どもがないAさん夫妻とはあまりうまくいっていませんでした。Aさん夫妻は二人とも40代の働き盛りの自営業で一生懸命に働いていましたが、Aさんは突然の心筋梗塞で亡くなってしまいました。突然のことに呆然としているAさんの妻。

ここで皆さんに質問です。この場合、Aさんの相続人には誰になりますか？①Aさんの妻のみ②Aさんの妻と両親③Aさんの妻と両親と兄弟。答えは②のAさんの妻と両親です。Aさんの妻が三分の二で父が六分の一、母が六分の一となります。

Aさん夫妻はAさんの実家とはうまくいっていなかったので、距離を置いていましたが葬儀が終わった後にAさんの妻はAさんの両親、妹に「Aの遺産分割協議の事で相談がある」といわれました。両親は「本来ならAが私たちの老後の世話をしてくれるはずだったのにこんなことになったので、その分も多めに遺産分割して欲しい」とのことでした。自営業のAさんの妻は頭を抱えてしまいました……。

このように子どもがいない方の相続人は「配偶者と両親」。両親がご逝去されている場合は「配偶者と兄弟姉妹」になります。兄弟姉妹がご逝去されていても兄弟姉妹に子どもがいる場合は、甥、姪も相続人になります（代襲相続）。

**誰に遺産を残したいか？**

夫婦二人で築いてきた財産を全て妻の名義にしたい場合は「遺言書」を作りましょう。

自筆遺言の場合は家庭裁判所で検認や戸籍集めが必要となりますので、公正証書遺言がお勧めです。そして、遺言執行者も決めておくと安心です。執行者は配偶者でも第三者でもなることができます。

遺言書は財産を誰にどう残すかを記載するものなので、ご自分の財産がどうなっているかを、作る過程で再確認することもできます。（銀行、株式、土地など）今は資料が郵送されない金融取引も多いので、残された方がどこ銀行の何支店かわかるようにしておくことが大事です。

**財産目録は若い方もシニアの方も作っておきましょう**

このように、万が一の場合に最も困るのは現状が把握できていないことです。なので、どなたもご自分の財産目録は作成しておくことをお勧めします。銀行などの金額は記入する必要はありません。金融機関名と支店名、土地建物は市役所から送られてくる「固定資産税納税通知書」や市役所で取れる「名寄帳（なよせちょう）」をコピーして、あるいは原本を保管しておけばよいでしょう。ご自分が亡くなったあと、残された方のために遺言書と財産目録は準備しておきましょう。

■「自分の場合はどうしたらいいかしら？」とお困りの際は無料相談会をご利用ください。10月の無料相談会は8日と24日です。ご予約はお早めに。（問合せ左上参照）

**よみっこ写真館**　**ゆりのき祭り**

昨年から秋開催の館町「ゆりのき祭り」。雨予報でしたが無事に開催。地元の子どもたちも出店に並んで楽しそう。

**今日のクイズ？**

ことわざ穴埋めクイズ

①渡る世間に□はない
②糠（ぬか）に□
③苦あれば□あり